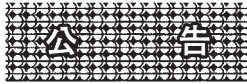


令和3年2月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
令和2年11月9日から令和2年11月27日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

**公告**

県営みどり湖地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営農村地域防災減災事業
- 2 工事の着手年月日
平成27年10月9日
- 3 工事の完了年月日
令和元年11月28日

農地整備課

公告

県営神沢池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営農村地域防災減災事業
- 2 工事の着手年月日
平成30年8月27日
- 3 工事の完了年月日
令和2年1月31日

農地整備課

公告

県営大平地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成29年3月7日
- 3 工事の完了年月日
令和2年10月16日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び松本都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 令和3年3月21日（日） 午後1時30分から
 - (2) 開催場所 松本市村井第一公民館ホール（松本市村井町南3丁目4番21号）
- 2 都市計画案の概要
 - (1) 都市計画案
松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
松本都市計画区域区分の変更案
 - (2) 案の閲覧
公告の日から令和3年3月19日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。
- 3 公述申出について
公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。
 - (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
 - (2) 公述申出期間
公告の日から令和3年3月12日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所計画調査課、松本市建設部都市政策課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。
- 5 その他
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公 述 申 出 書	(整理番号)
<p>松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案等に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>長野県知事 ○ ○ ○ ○ 殿</p> <p>公述申出人</p> <p style="padding-left: 40px;">住 所 〒 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">ふりがな _____ 氏 名 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">(電話 _____)</p> <p>意見の要旨</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年2月18日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・5・64号岩野二ツ柳線
長野都市計画道路事業 3・3・7号県庁篠ノ井線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地

長野建設事務所(長野市大字南長野南県町686-1)

- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
長野県長野市篠ノ井御幣川字東松島、字北松島、字池田、字東側及び字南五人寄合地内
 - (2) 使用の部分
長野県長野市篠ノ井御幣川字北松島、字東側及び字南五人寄合地内

都市・まちづくり課

公告

御牧ヶ原台地土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和3年2月18日

長野県上田地域振興局長 鈴木英昭

理事

新任

氏名	住所
簾田次雄	佐久市協和1379番地
土屋元	佐久市布施8番地ロ
田丸眞二	佐久市印内571番地61
青木正良	東御市御牧原533番地
中川孝造	東御市御牧原3850番地1
小林裕	東御市下之城82番地1
柄澤実	東御市下之城1321番地
田中勝茂	東御市御牧原3108番地
大塚文孝	東御市御牧原3614番地2
吉池直美	東御市下之城884番地
渡辺正喜	東御市島川原172番地1
掛川和彦	佐久市八幡1107番地
赤尾光夫	小諸市大字山浦663番地

退任

氏名	住所
赤尾拓	小諸市大字山浦566番地
小宮山洋一	東御市下之城460番地
山浦久雄	東御市御牧原1537番地
渡邊近良	東御市下之城136番地8
高島高光	東御市下之城1542番地
高橋波雄	佐久市印内262番地
中山一徳	東御市下之城833番地6
直井武三郎	東御市大日向658番地
依田拓夫	小諸市甲64番地12
高橋一生	佐久市印内561番地75
水科勝吉	東御市御牧原2855番地2
比田井尚良	東御市下之城660番地
大草幸一	佐久市望月122番地2

監事

新任

氏名	住所
淀川一能	佐久市望月205番地1
山浦始	佐久市桑山1206番地7

重任

氏名	住所
小山徹	小諸市大字山浦5389番地66

退任

氏名	住所
土屋徳蔵	佐久市布施8番地11
寺尾和征	佐久市桑山1222番地2

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年2月18日

長野県佐久建設事務所長 中田英郎

1 許可番号

令和2年7月16日 長野県佐久建設事務所指令2佐建第65-8号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市長土呂字上大豆塚1925-3、1925-4、1926-1、1926-1先の内、1927-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市中込2787-1

有限会社田園不動産 代表取締役 田中 明

都市・まちづくり課